



## オンラインで 質問に答えるだけ

### 手続案内サービスの 対象が拡大しました

☎DX戦略課(☎5722-9245、  
☎5721-7810)

手続案内サービスは、パソコンやスマートフォンから簡単な質問に答えるだけで、各種手続きに必要な持ち物や内容が分かるオンラインサービスです。出生とおくやみ(死亡)に加え、下記の案内を追加しました。

区公式LINE(コード①)、または目黒区手続案内サービス☎(コード②)からご利用ください。



#### 追加した手続き案内

- 氏名変更  
(結婚・離婚・  
氏名変更)
- 引っ越し  
(転入・転出・転居)

出生・  
おくやみは、  
英語での案内も  
できます



地球のいのち、つないでいこう  
ささえよう生命の輪 目黒区生物多様性

5月22日は  
国際生物多様性の日

☎みどり土木政策課みどりの係  
(☎5722-9355、☎3792-2112)

生物多様性とは、  
さまざまな自然の中で、  
さまざまな個性を持つ  
いきものがいて、  
全てがつながりあって  
生きていること  
をいいます。

5月22日は、国連が生物多様性の問題に関する普及と啓発を目的として定めた国際デーです。毎年この日に合わせ、生物多様性の保全普及啓発イベントが世界各地で開催されています。

区は、まち全体にみどり豊かな環境をつくることで、野鳥などの身近ないきものとふれあう機会を増やし、自然と共生できるような社会の実現を目指しています。身近な自然を守り、いきものたちとともに暮らせるまちをつくるには、一人一人が自然にやさしい暮らし方をすることが必要です。



あなたの仕事探しを全力で応援します！

## ワークサポートめぐろ



ワークサポートめぐろは、  
仕事探しのための相談窓口で  
す。気軽にご利用ください。

☎月～金曜日(祝・休日、年  
末年始を除く)  
☎総合庁舎本館1階

#### ハローワーク相談室 (9:00～17:00)

☎5722-9326、☎5773-8156

ハローワーク渋谷の職業紹介専門機関で、専門相談員が就労の相談や求人の紹介を行います。また、専用端末で区内をはじめとする全国の求人情報を検索できます。  
※雇用保険などの業務は行っていません

#### キャリア相談コーナー (10:00～17:00(12:00～13:00を除く))

☎5722-9632、☎5722-9387

キャリアアドバイザー(キャリアコンサルティング技能士・キャリアコンサルタントの有資格者)が、応募書類の書き方や面接のポイント、適職相談などの相談に個別に応じます。予約が必要です。

#### ミニ講座を開催しています

時間 14:00～15:00

| テーマ                    | 日程(毎月) | 対象         |
|------------------------|--------|------------|
| ①自分の強みを知ろう             | 第1月曜日  | どなたでも可     |
| ②自分にとってよい仕事と働き方をもっと知ろう | 第3月曜日  |            |
| ③前向きに就職活動の準備をスタートしよう   | 第1水曜日  | 求職中の<br>かた |
| ④面接でのコミュニケーション能力向上     | 第3水曜日  |            |
| ⑤魅力を伝える応募書類の書き方        | 第1木曜日  |            |
| ⑥長期に働ける仕事選びを考える        | 第3木曜日  |            |

※祝・休日の場合は翌週に開催。開催日は変更になる場合あり

☎電話、FAX(希望内容〈キャリア相談またはミニ講座〉を明記の上、住所、氏名、電話、ミニ講座は希望テーマ①～⑥のいずれかを記入)で、キャリア相談コーナー(☎5722-9632、☎5722-9387)へ

## 国民健康保険給付制度をご存じですか

☎国保年金課給付係(☎5722-9811、☎5722-9339)

国民健康保険は、医療費の一部負担金(2～3割)で受診できるほか、次の給付制度があります(申請は2年以内)。詳細は区☎(コード③)をご覧ください。



#### 療養費

旅先(海外を含む)での急病など、緊急やむをえない理由で被保険者証を提示せずに医療費の全額を支払った場合や、医師の指示で治療用装具を作製した場合等に保険給付相当額を支給します。

#### 出産育児一時金

加入者が出産した場合、50万円(出産日が5年3月31日以前は42万円)を支給します(他の健康保険から支給される場合は対象外)。医療機関などでの手続きにより、出産育児一時金を出産費の支払いに充てることができる直接支払い制度があります。

#### 葬祭費

亡くなった加入者の葬儀を行ったかたに、7万円を支給します(他の健康保険から支給される場合は対象外)。

#### 高額療養費

1カ月の医療費の一部負担金が、自己負担限度額を超えたときに差額を支給します。対象者には、受診から3～4カ月後に申請書を送付します。

**限度額適用認定証** 限度額適用認定証を提示すると、1カ所の医療機関での入院や通院にかかる1カ月当たりの医療費の一部負担金支払いが、自己負担限度額までになります。認定証は申請により交付します(非課税世帯は入院時の食事代も減額)。ただし、保険料の滞納がある場合は、原則として交付できません。

#### 高額医療・高額介護合算療養費

国民健康保険と介護保険の年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えたときに差額を支給します。